

# 第4章

## E U

<b>関税</b>	
(1) 高関税品目 .....	150
(2) 関税分類問題 .....	150
<b>アンチ・ダンピング</b>	
AD 措置の自動的拡大 .....	154
<b>基準・認証制度</b>	
(1) 廃電気電子機器指令 (WEEE)、電気電子機器中の特定有害物質の使用制限に関する 指令 (RoHS) 及び電池指令改正案 .....	154
(2) エネルギー使用製品に対するエコデザイン要求設定枠組み指令 (EuP) 案 .....	155
(3) 化学品規制 (REACH) .....	156
<b>サービス貿易</b>	
オーディオ・ビジュアル (AV) 分野の規制 .....	157
<b>地域統合</b>	
(1) 譲許税率の引き上げ .....	159
(2) AD 措置の自動的拡大 .....	160
(3) ポーランドの自動車関税引上げ .....	160

<b>関 税</b>
------------

**(1) 高関税品目****<措置の概要>**

非農産品の単純平均譲許税率は 3.9% であるが、トラック（最高 22%）、乗用車（10%）と、高関税品目もいくつか残されている。また、家電（最高 14%）、繊維（最高 12%）分野の関税率は他の先進国と比べても高水準であり、輸入製品は国産製品に比べて著しく厳しい競争条件にさらされている。

**<国際ルール上の問題点>**

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題は生じないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高める観点から、上記のようなタリフピークを解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

**<最近の動き>**

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている。

**(2) 関税分類問題****①情報技術協定 (Information Technology Agreement)**

EU では、コンピュータ、同関連機器、半導体といった ITA の対象製品を無税とする一方、テレビやビデオといった ITA 対象外の電機製品に対して高い関税が課されている。これらの製品の技術的融合が進む中、ITA の対象製品が恣意的な関税分類の変更により課税されるという問題が生じている。

ITA は、IT 製品の自由な貿易体制を確保し、

IT 分野のさらなる技術進歩に貢献してきたと言える。この分野は技術進歩の速い分野であり、ITA の合意時においても、「各国の貿易制度は、IT 製品の市場アクセス機会を拡大するように発展すべきである」(ITA 宣言パラ 1 参照)と定め、また、「技術進歩、関税譲許適用の経験、HS 分類の変更に鑑み、追加品目を加えるために付表を変更すべきかどうかをコンセンサスで合意し、IT 品目の非関税障壁について協議するために、参加国は物品理の下で定期的に会合する」(同附属書パラ 3)と規定しているように、当初から技術進歩に対応する必要性は折り込んでいた。

ところが、EU において実際に生じている問題は、技術進歩によって多機能化・高度化したものが故に ITA 対象外とされるというものであり、ITA の本来の趣旨やこれまでの成果に逆行しかねないものと懸念される。

こうした問題に対し、2006 年 12 月、甘利大臣よりマンデルソン欧州委員（貿易担当）宛に解決を要請する書簡を発出するとともに、2007 年 1 月の甘利大臣とマンデルソン委員との会談や、経済産業審議官と EC 貿易総局長との会談において、本件問題解決へ向けて欧州委員会と協議を行った。今後も引き続き、二国間交渉の機会、さらには WTO・ITA 委員会等において問題提起するとともに、あらゆる機会を通じて本件の問題解決に向けて取組みを継続すべきである。

以下、個別事例に即して問題を概観する。

**(a) デジタル多機能複合機****<措置の概要>**

デジタル多機能複合機は、プリンタ、コピー、スキャナー、ファックス等の機能を複合化し、コンピュータやネットワークにつなげて使用することを前提とした情報機器であり、コンピュ

ータとの接続による出力を主要な機能としている。日本及び米国では、デジタル多機能機は、従来プリンタと同じHSコード8471.60に分類し、ITA対象品目として無税扱いとしている一方、EUはHSコード9009.12(アナログ式の複写機)に分類し、6%の関税を賦課してきた。

デジタル多機能複合機は、このように関税分類の国際的なコンセンサスが得られていなかったことから、WCO(世界税関機構)のHS委員会において検討が行われてきた(詳細は後述参照)。その結果、2007年1月から実施されたHS2007において、デジタル多機能複合機について独立のコード(HSコード8443.31)が新設された。

こうして関税分類の問題は決着したが、関税上の扱いについては問題が解消せず、2007年以降もECは、デジタル多機能複合機については、ITA対象品目外として引き続き6%の関税を賦課している。

#### <国際ルール上の問題点>

デジタル多機能複合機は、従来のコピー技術ではなく、むしろプリンタ技術をもとに開発・製造されているうえ、ユーザーの用途からしてもITA対象製品であるコンピュータ用ネットワーク機器として利用されることがほとんどである。また、ITA対象製品である単機能のプリンタやファクシミリ、スキャナーが融合し高度化したものであるため、従来の単機能と同様にITA対象製品として無税扱いとすべきである。

なおITAの所期の目的に鑑みれば、ITA対象製品の機能が複合化し、より高度化した製品がITAの対象外と扱われることは、ITの技術進歩を促すどころか却って阻害されるとともに、消費者利益を減殺し、産業・社会の発展に悪影響を与えると懸念される。

#### <最近の動き>

本製品の関税分類の問題は、1998年にブラジルによるWCOへの問題提起によって議論が始められた。2001年5月にWCO・HS委員会で行われた投票では、HSコード8471(コンピュータの周辺機器)への分類の支持が多数を占めたが、反対国が留保権を行使し議論継続となった。2002年11月に行われた2回目の投票では、HSコード9009(アナログ式の複写機)の方が多数となったが、反対国が留保権を行使し議論が再び継続されることとなった。2003年11月に行われた3回目の投票では、我が国が広範な説得努力を行ったこともあり、結果は同票となった。この結果を受けて、2007年1月1日に発効したHS2007で、独自の関税分類が新設されることになった。ECはHS2007への改正に伴い、1分間に12枚以上のコピー出力機能を有する複合機器(ファクシミリ機器を含む)をHS84433191とし6%の関税を賦課している。

#### (b) フラット・パネル・ディスプレイ

##### <措置の概要>

2004年にEUは、液晶やPDP(プラズマ・ディスプレイ・パネル)のパソコン/ビデオ両用FPD(フラット・パネル・ディスプレイ)モニタの関税分類上の扱いを変更した。

従来はコンピュータの出力装置(HSコード8471.60:関税率0%)として分類され輸入通関していたが、変更後はビデオ信号を受けることからビデオモニタ(HSコード8528.21:関税率14%)に分類されることとなり、高関税が賦課されるようになった。

#### <国際ルール上の問題点>

当該FPDモニタは、HS条約「関税率表」の第84類注5(B)の(a)の規定にある、「自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種

類」に該当することや、HS 条約の「品目表の解釈に関する通則」3(b)において「(前略) 当該物品に重要な特性を与えている材料又は構成要素から成るものとしてその所属を決定する」と規定されていることから、コンピュータの出力装置に分類されることが適当である。

しかし EU は、同通則 3(c)の規定「(上記規定等により) 所属を決定することができない物品は、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項を決定する」を適用し、専ら自動データ処理システムに使用されるモニタのみコンピュータの出力装置として分類し、明らかに主として自動データ処理システムに使用されるモニタまでビデオモニタとして分類している。

しかも FPD モニタは、分類される HS コード番号に関係なく対象となる製品を規定した ITA 附属書 B に掲載されていることから、関税分類の変更にかかわらず、ITA 対象製品として無税扱いとすべきである。

世界経済の中で大きな位置を占める EU が、このように不公正な関税分類の変更や高関税の賦課を行うことは、積極的に市場アクセス向上を進めるべき立場と相容れないのみならず、事業者の予見可能性を著しく害し、安定的な取引を阻害するものである。

#### <最近の動き>

2005 年 3 月、EU は、ビデオモニタに分類された FPD モニタのうち、画面サイズが 19 インチ以下で画面比が 4 : 3 あるいは 5 : 4 のものについて、2006 年末まで関税をゼロとする新たな規則を発表した。これにより、EU 向けに輸出されているほとんどのパソコン用モニタは無税となったが、これは暫定的な措置にとどまるため、我が国は同年に行われた日 EU 規制改革対話において、本措置に関する詳細な説明と、ビ

デオモニタに分類された FPD モニタ全てが恒久的にコンピュータの出力装置（関税 0 %）に分類されるよう関税分類の見直しを要望している。現段階で、現行暫定税率が延長されるとの情報がある一方で、具体的な措置の発表は未だなされておらず、2007 年 1 月からは課税対象となっている。いずれにせよ、暫定措置は一時的なものであり、早急に対応していく必要がある。

#### (c) デジタルカメラ

##### <措置の概要>

ITA に基づき、EU を含む ITA 加盟国は “digital still image video cameras”（デジタルカメラ）の関税を無税とすることに合意しており、EU も 2000 年から当該関税をゼロとしている。しかし EU は ITA 対象品目であるデジタルカメラの付加的な動画撮影機能に注目して、デジタルカメラの関税分類をデジタルカメラ（HS 85258030：関税率 0 %）からビデオカメラレコーダー（①外部入力による録画ができないタイプ、HS 85258091：関税率 4.9 %、②外部入力による録画ができるタイプ、HS 85258099：関税率 12.5 %）へ変更し、ITA 対象外とすることで課税扱いとすることを検討している。

##### <国際ルール上の問題点>

デジタルカメラは明確に ITA 対象製品とされており、付加的な機能の追加のみを理由に譲許税率を変更することは、ITA に基づく EU の譲許違反となる可能性が高い。現在、市場で普及しているデジタルカメラは一部を除き、付加的な機能として動画撮影機能を有している。このため、動画撮影機能付デジタルカメラを有税化すると、市場に流通しているデジタルカメラのほとんどが ITA 対象外とされかねない。デジタルカメラに代表されるように技術進歩の早い

IT 製品は、その特性上、追加機能が付加されることが多いため、追加機能を理由に ITA 対象製品を有税化することは ITA 対象リストの空集合化を招きかねない。

#### <最近の動き>

従来より欧州委員会において進められてきた動画機能付デジタルカメラの関税分類変更に関する検討を踏まえ、2007年1月に関税分類委員会より欧州の業界団体に対し、デジタルカメラとビデオカメラレコーダーを分類するための注釈(Explanatory Note)のドラフトが提示された。早ければ今年中に関税分類委員会で Explanatory Note が採択され、ある一定の動画撮影機能が付いたデジタルカメラが、ビデオカメラレコーダーに分類変更される可能性が高まっている。

### ②デジタル・ビデオカメラ（カムコーダ）の関税問題

#### <措置の概要>

EUの関税分類では、内蔵するカメラ部からの信号だけでなく外部機器からの信号が録画可能なビデオカメラと不可能なビデオカメラを区別しており、それぞれ14%と4.9%という異なる関税率が設定されている。これについてEUは2001年7月、外部機器からの録画(DV-IN)が「制御されている場合であってもソフトウェアによりそれが解除できる」モデルについても14%の関税が課されるとの関税分類の解釈を官報に公表した。そのため、従前関税率4.9%の製品として輸入されていた、DV-IN機能が作動しないようにソフトウェアで制御しているモデルが、関税率14%の製品として扱われることとなった。更に、一部EU加盟国は、関税率4.9%で通関していた過去の輸入品について、輸入申告が誤りであったとして3年分にわたって事

後的に関税未納額を徴収する旨、事業者に対して通知している。

#### <国際ルール上の問題点>

本件は、WTO上の譲許の問題ではないが、上記のような不公正な関税分類の変更は事業者の予見可能性を著しく害し、公正な取引を阻害するものである。

#### <最近の動き>

本件については、2006年3月に行われた日EU規制改革対話において、我が国から関税の追徴請求措置の撤回を要望したが、EUは、関税率の問題はWTO交渉の場で議論すべきとして応じなかった。我が国としては、本件は関税率ではなくEUの関税分類の問題と考えており、今年度の規制改革対話でも引き続き同措置の撤回を求めていくべきである。

### アンチ・ダンピング

AD分野は、EUにおいても隠れた保護主義が見られる分野である。EUの現行AD規則ではAD協定を踏まえた改正も見られ、ウルグアイ・ラウンド交渉の成果が見られる。しかし、これまで濫用的な運用が慣行化していた問題点については、文言上明らかな協定違反がないとしても裁量の中で温存されるおそれがある。特にEUの現行規則では、米国に比べて当局の裁量にゆだねられる部分が大きく、過去の運用が是正されるかどうか判然としない側面(例えば、正常価額と輸出価格の非対称的な価格比較やDuty as a costの取扱い、課税対象範囲の問題等)があるため、今後協定整合的に運用されるかを注視していくことが重要である。

## AD 措置の自動的拡大

### <措置の概要>

EUは、1995年の加盟国拡大の際、既存メンバーの12カ国が実施してきたAD措置を新規加盟3カ国（オーストリア、フィンランド、スウェーデン）に自動的に適用した。そのため、我が国は、欧州委員会と交渉を行い、最終的には、要請があればEU全域を対象としてAD措置の簡易迅速なレビュー等を行うこととなり、交渉が終了した。

EUは、2004年5月に行われた10カ国（ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア、エストニア、リトアニア、ラトビア、キプロス、マルタ）拡大時においても、従来のEU加盟国（15カ国）において適用している措置を新規加盟国に自動的に適用した。更に、2007年1月には、新たに2カ国（ルーマニア、ブルガリア）が加盟したことに伴い、これらの国々にもAD措置を自動的に拡大適用した。なお、逆に、ルーマニア・ブルガリアが調査・適用しているAD措置については自動失効となった。

### <国際ルール上の問題点>

関税同盟の加盟国の拡大に伴い、国内産業への損害の調査を新たに行うことなく、既存メンバーが実施してきたAD措置を新規加盟国においても自動的に拡大することは、通商規則が従前より制限的なものであってはならないとするGATT第24条5項の規定に反すると考えられる。また、AD協定遵守の観点からも、AD措置の対象範囲を広げる場合は、再度、AD調査開始要件を満たしているかどうか、ダンピング及び国内産業への損害の有無、ダンピングと損害の因果関係等を十分に検証することが必要であり、これら手続きが一切なされないまま、自動的にAD措置を拡大することは、AD協定違反であると考えられる。

### <最近の動き>

2007年のブルガリア、ルーマニアのEU新規加盟に先立ち、2006年11月の日EU規制改革対話の対EU要望において、我が国は、EUの対日AD措置を新規加盟国においても自動的に適用することはAD協定上問題である旨EU側に申し入れた。

他方、欧州委員会は同年12月、新規加盟国拡大に伴いダンピングや損害判断に著しい変更が生ずる場合は、証拠を添えて見直し（中間レビュー）を求めることができる旨を公告した。

2007年1月の加盟国拡大時点において、EUによる対日AD措置は1件のみであるが、AD措置の濫用が行われないう、システミックイシューとして、引き続き注視すべきである。

## 基準・認証制度

### (1) 廃電気電子機器指令（WEEE）、電気電子機器中の特定有害物質の使用制限に関する指令（RoHS）及び電池指令改正案

#### <措置の概要>

2003年2月に発効したEUの廃電気電子機器指令（WEEE）及び電気電子機器中の特定有害物質の使用制限に関する指令（RoHS）は、電気電子機器の廃棄防止や有害物質の使用抑制等を目的に含有成分規制として鉛、水銀、カドミウム等の使用を規制し（Substance Ban）、また、同時に殆どすべての電気電子機器の回収・リサイクル義務を規定するものである。

一方、2003年11月に欧州委員会で採択されたEU域内市場で販売されるすべての電池の回収とリサイクルを義務付ける指令案では、電池の焼却や埋め立てを回避する加盟国の電池回収・リサイクル制度に関する最低限の基準が提

示されている。

#### ＜国際ルール上の問題点＞

2000年6月に欧州委員会で採択されたWEEE及びRoHS両指令案は、一部除外規定はあるものの、指定物質による一律的な規制となっている点について、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的である可能性があった(TBT協定第2.2条)ため、我が国を含め、関心国がTBT委員会にて懸念を表明してきた。その結果、2003年2月13日に最終的に成立した両指令は、それまで我が国が示してきた懸念を概ね考慮したものとなった。

WEEE指令については、現在ほぼ全てのEU加盟国で国内法が整備されたが、2008年には欧州委員会による見直しが予定されており、指令の適用範囲、生産者責任規定の運用、処理要件、回収・再利用・再生・リサイクルの目標改定等の項目につきどのような変更がなされるのかにつき注視が必要である。

RoHS指令についても、ほぼ全てのEU加盟国で国内法整備が完了しているが、適用除外事項の取扱いについては、技術適用委員会(TAC: Technical Adaptation Committee)で引き続き議論されている。2006年10月14日にEU官報で告示された追加除外9項目については、日本の業界から出された追加除外の要望が全て反映された形になったが、その後11月8日から開始された追加除外の第6次コンサルテーションでは、一旦除外決定された項目(光アイソレータに含まれる鉛の除外)を撤回する要求が含まれているなど、今後の動向については引き続き注視が必要である。なお、2006年5月には各国における施行の指針として、法的拘束力のない施行ガイダンス文書が欧州委員会から出されている。

電池指令案については、2006年9月に法制化

された。EU加盟国は2008年9月26日までの国内法制化が必要となる。同指令では重量比で0.0005%を超える水銀を含有する電池及び蓄電池並びにコードレス電動工具用電池等を除いて0.002%を超えるカドミウムを含有する電池及び蓄電池の販売を禁止している。また、一次電池(アルカリ電池やマンガン電池等の使い捨て電池)及び蓄電池の回収・処理・リサイクルについては、施行前に販売された電池の分も含めて、生産者にコスト負担の義務を負わせていることから過大なコスト増につながりかねない等の指摘もなされている。

#### ＜最近の動き＞

2006年3月の日EU規制改革対話において、WEEE指令については、マーキング基準の明確化、処理施設への情報提供のための全EU加盟国統一のガイドライン作成、2008年のレビュー以前のEU加盟国の施行状況モニタリング等を欧州委員会に要請した。RoHS指令についても、適合証明方法、上市の定義、除外項目の明確化等、日本企業が円滑に実施・遵守が出来るよう充分余裕をもって加盟国レベルの国内措置が実施されるよう欧州委員会に要請した。また、2006年度の同対話においても、引き続き両指令に関する不透明な実施状況に対して懸念を表明する要望書を提出している。

### (2) エネルギー使用製品に対するエコデザイン要求設定枠組み指令(EuP)案

#### ＜措置の概要＞

2003年8月1日、欧州委員会は、以前より検討してきた「電気・電子機器のエコデザイン指令案」と「最終使用製品のエネルギー効率化指令案」を一本化した形で、「エネルギー使用製品に対するエコデザイン要求事項の設定のための

枠組みを設けることに関する欧州議会及び理事会指令案」(EuP (Energy-using Products) 指令案)を採択した。同枠組み指令案は、その後、欧州議会及び理事会で審議され、2005年7月に採択された。同枠組み指令では、採択後、実施措置の策定及び各国実施法の制定に2007年8月11日までの猶予期間を規定していることから、欧州委員会では、2007年からの加盟国による実施を目指している。

本指令は、製品・機器の分野に横断的な事項等を定める「枠組み指令」に関するものであり、個別の製品・機器に対する具体的な規制内容は、今後、「実施措置指令」として順次採択されていくこととなる。実施措置指令では、対象となる製品に応じて、①ライフサイクル全体にわたる環境側面について、網羅的なアセスメントの実施により環境性能向上を図るエコデザイン要求(包括的なエコデザイン要求)、②ライフサイクルの諸段階で特定の環境側面に着目したエコデザイン要求(特定のエコデザイン要求)(例えば、電気製品使用時のエネルギー効率等)の、何れか又は両方が当該製品に対する具体的な規制内容(エコデザイン要求)として規定される見込みである。

なお、本指令の対象となる「エネルギー使用製品」には、エネルギー(電気、化石燃料(石油・ガス)、再生可能燃料)の投入により機能するあらゆる製品に加え、エネルギー使用製品に組み込まれる部品で、それ自体でも上市され、単独で環境性能が評価できるものも含まれる。ただし、自動車を含む輸送機器(陸上・海上・航空)は、既存の法令や自主規制で十分取り組みが進んでいるとの理由により、現時点では対象外となっているが、将来的に当該指令における規制の必要性について検討していくことになっている。

### <国際ルール上の問題点>

EU域内企業に比し域外企業が不利に扱われることとならぬよう、将来の実施対策指令の策定に当たって域外事業者の意見が正当に反映されることが、明確に担保される必要がある。

### <最近の動き>

2005年に引き続き、2006年3月に行われた日・EU規制改革対話において、日本側から、実施措置指令の検討に係る製品分野毎のPreparatory Study及びコンサルテーションフォーラムへの日本企業の参加機会の確保、域外のエコラベルの適用可能性、適合性評価のために作成すべき技術文書ファイルに関するガイダンス作成予定の有無、本件指令の適用製品の範囲に関する解釈、IEC等の国際規格とEuPの関係、等につき質問・要請した。

2006年度の対話においては、実施措置(Implementing measures)の決定に至る作業進行状況につき、当初予定よりも全体的に遅れていることに懸念を示しつつ、今後の作業スケジュールにつき見通しを聞くとともに、緊密に連携を取り、日本に一層の情報提供が行われることを求める要望書を提出している。

## (3) 化学品規制 (REACH)

### <措置の概要>

欧州委員会は、2001年2月、化学物質のリスク評価・管理強化を内容とする「今後の化学品政策の戦略」を発表し、2003年5月には、新たな化学品規制(REACH: Registration, Evaluation and Authorization of Chemicals)案を公表した。その後のインターネット・コンサルテーションで世界各国から寄せられたコメントを踏まえて当該案は修正され、2003年10月29日に欧州委員会としての最終案が採択された。その後、EU理事会、欧州議会での審議を経て、

2006年12月18日のEU理事会において最終的に採択された。施行は2007年6月1日からの予定となっている。施行に向けて、欧州委員会は、ITシステムの整備、各種ガイダンス文書の整備、欧州化学庁の設立準備等について、REACH Implementation Projectsを立ち上げ検討を推進している。

この規制の特徴は、以下の点にまとめられる。

- ① 現行の既存化学物質と新規化学物質の規制体系を共通化し、事業者当たり年間累計1トン以上製造又は輸入される化学物質に対し、登録を義務付ける。さらに、年間累計10トン以上製造・輸入される化学物質については、化学物質安全性評価書の作成を義務付ける。
- ② 従来、行政府が担ってきた既存化学物質の安全性評価の責務を、産業界に課す。
- ③ 一定の要件の下で、危険性を有する成型品(article)中の化学物質についても登録を義務付ける。
- ④ 発がん性などの懸念が極めて高い一定の化学物質については、個々の用途毎に市場への供給を認可するシステムを導入する(産業界においてリスクが極めて小さいこと等が証明できない限り、市場への供給が禁止される)。

#### <国際ルール上の問題点>

本規制については、我が国としては、人の健康・環境の保護という理念については理解できるものの、人の健康・環境に悪影響を及ぼさないポリマーを構成する重合されたモノマーの登録を要求されるという点で、必要以上に貿易制限的な措置となる可能性がある。

#### <最近の動き>

我が国は、2004年1月21日に、欧州委員会がREACH規則案をWTOに正式通報したことを受けて、同年6月21日に修正案を提出した。

また、同年10月以降我が国修正案につき、欧州委員会、EU理事会、EU加盟国政府及び欧州議会議員等への働きかけを続けてきた。

規制案については、2005年9月に欧州議会において審議が開始され、同年12月13日にEU競争力理事会において政治的合意がなされ、一物質一登録の考え方や届出対象物質の明確化(リスト化)等が盛り込まれるなど、我が国懸念事項について一定の改善が図られてきた。

2006年12月1日に行われた日・EU規制改革対話においては、日本側より、ポリマー中の重合されたモノマーの登録義務に妥当性は見出せないとして、当該義務の見直しを要請した。しかしながら、規則案は、ポリマー中のモノマーの登録制について改善がなされないまま2006年12月13日の欧州議会本会議において可決され、同年12月18日のEU環境相理事会で最終採択に至り、2007年6月1日から施行されることになった。但し、REACHの実質的な運用開始は、欧州化学品庁が創設される2008年6月になる予定である。

## サービス貿易

### オーディオ・ビジュアル(AV)分野の規制

#### <措置の概要>

EUは、域内の文化的価値の保護を目的として、理事会の「国境なきテレビ指令」89.552.EEC(修正指令97.36.EC)により、テレビ放映時間の半分を超える時間を、実行可能な場合にかつ適切な方法で欧州作品のために留保するよう加盟国に求めている(ただし、ニュース、スポーツ・イベント、ゲーム、広告、文字多重放送を除く)。この指令に基づき、全加盟国で国内法の整備が終了しており、例えば、フランスで

は、テレビで放映される映画は少なくとも60%を欧州制作分としなければならない、また、仏語放送を全体の40%以上としなければならないと規定している(1992年1月18日の政令NO.86-1067)。

#### <国際ルール上の問題点>

EUはAV分野について一切の約束をせず、あわせて最恵国待遇(MFN)例外登録も行っているため、上記措置がWTO協定違反とはいえない。しかしながら、サービス協定は全てのサービスを対象とするものであり、自由化に向けた取組みが望まれる。

なお、MFNは、多角的貿易体制において自由化を実現していく上で最も重要な柱の一つであり、WTO協定における基本原則である。MFN免除措置はその最も重要な原則からの逸脱であるため、その撤廃が望ましく、サービス協定上も、MFN免除は時限的なもので、原則として10年を超えてはならないとしている。

#### <最近の動き>

欧州委員会は2003年12月15日、「オーディオ・ビジュアル部門の欧州法規に関する政策の今後[COM(2003)784]」と題されたコミュニケーションを採択した。

同文書の提案に基づき、欧州委員会は、①2004年3月に欧州の映画産業に関するコミュニケーションを採択した。同コミュニケーションは、音響・映像部門への国庫補助制度をさらに3年間(2007年6月30日まで)延長するとともに、加盟国の所管当局、映画産業等が映画作品の保存の重要性を強調していることから、「映画遺産に関する欧州議会・理事会勧告」を採択することを提案している。同勧告は、映画遺産の保存、修復、活用に関する条件の改善や、欧州の映画産業の発展、競争力の障害の除去を加

盟国に勧告するものである(各国の勧告実施状況は別表のとおり)。また、②2004年5月に、「欧州オーディオ・ビジュアル・情報産業の競争力との関連での未成年者の保護、人間の尊厳、反論権に関する欧州議会・理事会勧告案」も採択し、あらゆるメディアにおいて、性別や民族、宗教、ハンディキャップ、年齢などに基づく差別に対する戦いを呼びかけている。更に「国境なきテレビ指令」の改訂のための指令案を準備するため、その他のより慎重な検討を要する問題に関しては、専門家への諮問や、外部の機関への調査の委託が2003年来行われていたところ、2005年12月に新指令案である「視聴覚メディア指令案」が採択された。上述のとおり、EUにおける文化保護政策は引き続き厳しく行われているところ、我が国はWTOサービス交渉において、EUに自由化約束向上を行うよう求めている。

なお、2007年上半期のEU議長国ドイツは、ベルリンで2007年2月12、13の両日、メディア・文化相の非公式会議を開催、12日には、「国境なきテレビ指令」の改訂の問題が討議され、2007年上半期中にも新指令が採択される可能性もある。

#### ○「国境なきテレビ指令」の改訂状況等

2005年12月15日：欧州委員会が『テレビ放送活動の遂行に関する一部の加盟国法規のコーディネーションに関する理事会指令89/552/EECを修正する欧州議会・理事会指令案』(COM(2005)646)を採択。指令案を欧州議会並びに理事会に送付。

2006年5月8日：理事会(教育・青年・文化)での討議。

2006年9月13日：欧州経済社会委員会の意見。	2006年12月13日：欧州議会の意見（第1読会）
2006年10月11日：地域委員会の意見。	2007年2月12日：メディア・文化相の非公式会議を開催。「国境なきテレビ指令」の改訂の問題が討議。
2006年11月13日：理事会（文化・オーディオビジュアル）での討議。 欧州議会、文化・教育委員会の意見。	

（別表）映画遺産に関する勧告の主要各国の実施状況

英国	2005年11月より下院文化・メディアスポーツ委員会にて、「文化遺産白書」の取りまとめに向け、具体的にどのような方策を採るべきか議論がなされてきた。2006年4月に開催された委員会にて、英国映画研究所（British Film Institute）が上程した意見書の中に、「勧告」について触れる箇所があり、英国としても「文化遺産白書」に具体的な方策を盛り込むべきだと意見具申しているが、2006年7月12日に委員会としての議論経過をまとめた「我が国の文化遺産の保護、保存」と題する報告書において、映画遺産の保存に関する記述は盛り込まれていない。
ドイツ	ドイツ連邦政府は、欧州委員会のコンセプトに沿うものとして、ドイツにおける映画製作を振興するため、2007年1月から3年間、個別の映画制作費のうち、16%～20%を補助する総額6,000万ユーロの支援策実施を、2006年10月に決定。ドキュメンタリー映画やアニメ映画の制作も対象とされ、また予算額の小さい映画に対しても支援できるよう制作費100万ユーロの映画から需給申請が可能となる。
スペイン	国内法等未整備
チェコ	具体的な動きはなし
ハンガリー	2006年10月5日に政令No.203/2006により国家映画保管局に関する法令が発効、過去国立映画製作局で制作された映画は国家財産として定義されることとなり、また所有者は国庫財政理事会となり、国家映画保管局はその権利を売買したり、放映したりする権利を持つことになった。
フィンランド	具体的な動きはなし

## 地域統合

### （1）譲許税率の引き上げ

#### <措置の概要>

2007年1月1日、新たにブルガリア及びルーマニアがEUに加盟した。1973年より累次行われてきたEU拡大の場合と同様、今回も新規加盟国の関税がEUの共通関税に置き換えられたため、一物品目について関税（譲許税率）が引き上げられる結果となった。GATT第28条1

項の定めによれば、事前に関係国と交渉し、かつ合意することにより、譲許税率を引き上げることができるものとされているが、EUは我が国をはじめとする関係国と交渉を終了させることなく、新規加盟国における関税の引上げがなされた。なお、2004年5月の新規10カ国加盟によるEU拡大時にも、我が国はEU拡大前の交渉妥結を目指し、EUに対して働きかけを行ったものの、EUは我が国を含む関係国と何ら事前の交渉を行うことなく新規加盟国における関税の引上げがなされ、我が国との交渉を経て合

意された補償措置が施行されるまでには EU 拡大後約1年8ヶ月を要し、その間、対 EU 輸出企業の一部は一方的に引き上げられた関税を徴収される損害を被る結果となった。

#### <国際ルール上の問題点>

EU 拡大に伴う一方的な関税の引上げは、譲許税率を引き上げる場合に GATT 第 28 条に定める手続きにより補償的調整を義務づけている GATT 第 24 条 6 項に整合的でない。

#### <最近の動き>

昨年 12 月 21 日、我が国は EU に対し、ブルガリア・ルーマニアの EU 加盟に伴う GATT 第 24 条 6 項交渉開始の意図がある旨書面にて申し入れているところ。更に現在、クロアチア及びトルコとの EU 加盟交渉が行われている。我が国としては、GATT 第 24 条 6 項及び第 28 条との整合性を確保するよう、EU と協議を継続し、働きかけを行っていく必要がある。

### (2) AD 措置の自動的拡大

EU は、2007 年 1 月の加盟国拡大に伴い、EU 加盟国において適用している AD 措置を、新規加盟国（2カ国）にも自動的に適用したが、これは AD 協定違反であるとする。 (詳細は本章「アンチ・ダンピング」参照)

### (3) ポーランドの自動車関税引上げ

#### <措置の概要>

ポーランドは、EU-ポーランド連合協定の暫定協定発効（1992 年 3 月）の 2 カ月前に、自動車の輸入関税（非譲許）を 15% から 35% に引上げた。かかる措置により EU 域外産自動車については 35% の関税を一律に賦課することとした一方で、EU 域内産自動車に対しては、上記協定の適用により、段階的な関税引下げ（1994

年以降段階的引下げ、1998 年 20%、1999 年 15%、2002 年に 0%）及び約 3 万台の輸入無税枠を設定（1993 年 1 月導入、毎年枠を拡大）した。

#### <国際ルール上の問題点>

このように暫定協定締結時に近接して関税が引き上げられたことは、GATT 第 24 条 5 項、「関税は自由貿易協定締結の前より高度になってはならない」の規定に違反する疑いがある。本暫定協定発効の時点では関税は既に引き上げられていることから、GATT 第 24 条 5 項(b)の規定には違反しないとの主張も理解できるが、本件関税引き上げが本暫定協定の署名（1991 年 12 月）後に行われていることからみて本件関税引上げは本暫定協定締結に伴ったものであるととらえる方が自然であると考えられる。

なお、本問題については、1994 年 11 月の GATT 理事会において、インドがパネルの設置を要求し、同理事会においてパネルが設置された。さらに、1995 年 9 月、インドは WTO の下で改めてポーランドに対して GATT 第 23 条に基づく協議要請を行った (DS 19)。その後、1996 年 8 月、両国から相互に満足のいく解決（ポーランドが GSP 適用対象国向けに優遇税率による特別枠を設定）が得られた旨の通報があった。

#### <最近の動き>

我が国はポーランド政府に対して、日本産自動車と EU 域内産自動車との関税格差が拡大し 35% となっている状況は問題であり、今後の日-ポ間の貿易、投資をはじめとした経済交流促進のためには、ポーランド側の努力により、早期に本問題を解決させる必要がある旨主張してきたが、結局改善が見られぬまま、2004 年 5 月にポーランドの EU 加盟に伴い、EU の対外共通関税が適用されることとなった。2007 年 1

月にはブルガリア、ルーマニアが新たに EU に加盟し、現在はクロアチア及びトルコとの加盟交渉が行われているが、同様に対外的障壁が不必要に高まることのないよう、今後も注視していく必要がある。